

オランダ会社法における企業グループ (結合企業) に対する調査請求手続

—— P. M. Storm 教授による商事裁判所裁判例の
分析を中心として——

田 邊 真 敏

1 はじめに

わが国の企業グループ(結合企業)は、主要事業は親会社が、付帯関連事業は子会社がそれぞれ受け持つという構造を有してきたが、持株会社解禁や組織再編法制の改正等の流れの中で、主要事業ごとに法人化された構造に変化してきた。それに伴い親会社の少数株主にとっては、主要事業を子会社が担う場合に、株主権の行使機会が縮減されてしまうとの懸念から、平成26年法改正により特定責任追及の訴え(いわゆる多重代表訴訟)が設けられた。この制度は子会社が親会社との関係で一定の資産規模を有している完全親子会社関係において適用される。また子会社は国内会社に限られる。法制化されたとはいえ、相当に厳格な要件が設けられたため、実際に適用対象となる企業グループは限定されるのではないかとみられている。事業展開に応じてさまざまな構造をとる企業グループにおいて、少数株主保護とコーポレート・ガバナンスのあり方については、引き続き検討が望まれるところである。本稿はその一助として、株主代表訴訟制度を導入していないオランダにおける企業グループの少数株主保護について考察する。

2 調査請求手続の位置づけ

株主代表訴訟制度を持たないオランダ会社法では、調査請求手続(enquête-

procedures) が少数株主保護の役割を果たしている¹⁾。調査請求手続は、容認しがたいリスクを伴う不正行為や誤った経営が行われている場合に、会社の業務執行の状況を明らかにする目的で制度化された。調査請求手続自体は役員の法的責任を確定するものではなかったが、1994年の法改正で手続を管轄する商事裁判所 (Ondernemingskamer)²⁾ に暫定的救済措置 (onmiddellijke voorzieningen) を講じる権限が与えられ³⁾、少数株主保護の役割が高まった。加えて、会社のコーポレート・ガバナンスの状況を評定する役割も持っている。調査請求の申立てを受けて商事裁判所は、経営方針および業務執行の現状がどの程度望ましい姿に即しているかを評価する。望ましいコーポレート・ガバナンスは、2004年に制定されたコーポレート・ガバナンス・コード (Nederlandse corporate governance code) に示されている。

本稿は以下オランダ会社法の調査請求手続の概要を示し⁴⁾、企業グループに対する調査手続の適用が問題となった裁判例に関する P. M. Storm 教授の詳細な分析結果を中心に判例法理の展開をたどってゆく。

3 調査請求手続の仕組み

3.1 制度概要

調査請求権 (enquêterecht) はオランダの会社法実務において今や重要な地位を占め、発展を続けている分野である。調査請求手続は2つのステップからなる。第1ステップでは、調査請求の申立てが行われ、必要な場合は暫定的救済措置を請求することができる。次に第2ステップとして、商事裁判所の調査開始決定に基づき検査役 (rapporteur) が調査を行い、その結果を報告書として提出する。このステップで暫定的な救済を求めるこ

1) Artt. 2:344–359 BW.

2) Art. 2:345 BW.

3) Art. 2:349a BW.

4) 調査請求手続の詳細については、拙著『オランダ会社法』(商事法務, 2016) 第10章第2節参照。

田邊：オランダ会社法における企業グループ（結合企業）に対する調査請求手続ともできる。検査役の報告書をもとに調査請求申立人は、次の第3ステップに進むかどうか、そしてどのような救済を求めるかを、自ら判断する。手続が第3ステップに入るか否かのトリガーは申立人が握っている。

3.2 調査請求申立て（第1ステップ）

株式会社が調査手続の対象である場合、調査請求申立権を有するのは、資本金の額が2250万ユーロ以下の会社では、発行済資本の額の10分の1以上または額面で22万5000ユーロ以上を保有している株主（aandeelhouder）もしくは預託証券所持人（certificaathouder）である⁵⁾。資本金の額が2250万ユーロを超える会社の場合は、発行済資本の額の1%以上の株式または預託証券の保有者である。上場会社においては、1%の要件を満たしていなくとも市場価格で2000万ユーロ相当の株式を保有していれば申立権を有する⁶⁾。定款でこれらの法定要件を引き下げることできる。調査請求申立権は法務次官（advocaat-generaal）および労働組合にも与えられているが⁷⁾、実際の申立ての多くは株主によるものであり、調査請求権は株主権の内容となっていると理解することができる。会社自身が調査を申し立てることができるかどうかは両論あったが、2013年の法改正で明文規定が設けられ、調査対象会社自身も申し立てることができる⁸⁾。調査請求手続を管轄するのはアムステルダム高等裁判所の支部と位置づけられている商事裁判所である。

商事裁判所は、対象会社における経営方針または業務執行の適切さを疑う十分な根拠（gegronde redenen）が示された場合に、調査開始を決定し⁹⁾、1名または複数の検査役を選任する¹⁰⁾。

5) Art. 2:346(1)(b) BW.

6) Art. 2:346(1)(c) BW.

7) Art. 2:345(2) BW.

8) Art. 2:346(1)(b) BW.

9) Art. 2:350(1) BW.

10) Art. 2:346(1) BW.

3.3 調査（第2ステップ）

選任された検査役は、商事裁判所により決定された範囲内で、対象会社の調査を行うのがその任務となる。だれを検査役とするかは商事裁判所の裁量により調査項目の性質に応じて決定される。その多くは、弁護士、企業コンサルタントのほか会社役員の経験者である。検査役のコストは調査対象会社が負担する¹¹⁾。検査役は会社のすべての会計帳簿やそれに関連する資料を閲覧することができる。取締役、監査役および会社の使用人は、検査役から求められた情報を提供し、検査役の任務遂行を援助する義務を負う。必要な場合、検査役は商事裁判所に対して証人尋問の実施を求めることができる。

これらの検査役の任務遂行に際し、商事裁判所は経営方針や業務執行の適切さを疑う十分な根拠があることを認定すればよく、誤った経営の存在を確定する必要はない。それは次の第3ステップにおいてなされる。

3.4 決定（第3ステップ）

検査役から提出された報告書から、誤った経営（wanbeleid）の存在が明らかとなった場合、申立人は次の段階に進んで、報告結果に基づき商事裁判所に救済措置を求めるかどうかを判断することができる。救済措置の申立てが行われると、商事裁判所は誤った経営を認定したうえで、次の(a)～(f)の中から1つまたは複数の救済措置を講じることができる¹²⁾。

- (a) 取締役会、監査役会、株主総会その他の会社機関の決議の停止または無効宣言
- (b) 取締役または監査役の職務執行停止または解任
- (c) 一時取締役または一時監査役の選任
- (d) 商事裁判所が指定した定款規定からの一時的な逸脱
- (e) 受託者への一時的な株式移転

11) Art. 2:350(3) BW.

12) Art. 2:356 BW.

田邊：オランダ会社法における企業グループ（結合企業）に対する調査請求手続

(f) 会社の解散

商事裁判所はこれらの救済措置を講じる権限を有しているが、必ずしも救済措置を実施しなければならないわけではなく、単に誤った経営があったと宣言するにとどめることもできる。

ここで問題となるのは、誤った経営とは何かである。学説および裁判例はその射程を明らかにすることを試みてきた。少なからぬケースで対象会社の機関において不注意や非難されるべき事情があったかが争いとなる。それが認められると、次にその不注意または非難されるべき事情は、責任ある企業家精神の基本原則（*elementaire beginselen van verantwoord ondernemerschap*）反する程度であったかが判断される¹³⁾。商事裁判所が責任ある企業家精神に反するとした事案としては、①取締役の利益相反、②法令、定款に定められた機関間の権限分配不遵守、③取締役と株主の意見対立による意思決定不全状態があげられる。逆算的に述べれば、会社に対する任務懈怠責任¹⁴⁾を問われるに足る重大な非難（*ernstig verwijt*）が取締役に認められる場合は、責任ある企業家精神に照らし誤った経営を認定することができる¹⁵⁾。ただし、取締役の会社に対する責任を追及するに際しては、調査請求手続による誤った経営の認定が前提要件となるわけではない。

4 企業グループ（結合企業）に対する調査請求手続

4.1 問題の所在と立法府の対応

調査請求の対象となる会社（以下、被申立会社）が、企業グループ（結合企業（*concern*））の一部を構成していることがある。大企業においてはそれがむしろ一般的であろう。その場合に、誤った経営の原因が、被申立会社の属する企業グループの一員である他の会社（以下、グループ会社）にあることや、グループ会社にまで誤った経営が及んでいることがある。

13) HR 10 januari 1990, NJ 1990, 466 (OGEM).

14) Art. 2:9 BW.

15) 拙著・前掲注4) 283-286頁。

そのような事案において、2005年の法改正までは2つの問題が生じていた。

第1に、民法典2:345条および2:351条2項の文言からは、調査手続は被申立会社自身の経営方針のみを対象とし、グループ会社の経営方針は対象外とされていた。第2に、グループ会社に対する調査を望む者が、当該グループ会社に関しては2:346条、347条の申立人に該当しないことや、当該グループ会社が、法律上調査対象とされている公開株式会社 (naamloze vennootschap (NV))、非公開株式会社 (besloten vennootschap (BV))、協同組合 (coöpetatie) または相互保険組合 (onderlinge waarborgmaatschappij (OWM)) のいずれの法主体にも該当しないことがあった。とりわけ後者の点については、当該グループ会社が外国法人である場合があげられる。これらのケースでは、当該グループ会社に対する調査請求は認められない。外国法人に関しては後述することとし、以下では被申立会社が企業グループの一員であることから生じる問題について検討する。

上述の問題点については、立法者も認識しており、2:351条2項において一定程度の対応がなされた。すなわち、商事裁判所は検査役からの申出により、被申立会社と密接に関連する (nauw verbonden) 法人 (以下、密接関連法人) の会計帳簿、書類、データ等を閲覧し、その財産を調査する権限を与えることができる。ここで検査役の申出は、検査役自身により非公式になされることもあれば、調査請求申立人の要求によりなされることもある¹⁶⁾。対象となる法人は親会社を含むグループ会社である。対象法人の取締役、監査役、使用人および調査対象期間にそれらの地位にあった者は、検査役の要求に応じて調査に必要なすべての情報を提供しなければならない。ただし密接関連法人に対する調査は、被申立会社に対する調査の延長にすぎず、当該密接関連法人に対する救済措置が講じられることはない。密接関連法人自体の経営方針に関する調査ではないためである。このように2:351条2項によって、被申立会社の経営方針についての調査が、グルー

16) 検査役の権限については、拙著・前掲注4) 277-278頁参照。

田邊：オランダ会社法における企業グループ（結合企業）に対する調査請求手続
プ会社（実務上は主として被申立会社の子会社）に対する被申立会社の経
営方針の調査を含むこととなった。

しかし、主要な申立権者である株主および労働組合であっても、被申立
会社のグループ会社に対して調査請求の申立てができないことについては、
残された課題となった。このため1994年1月1日改正法案では、「企業グ
ループ調査（concernenquête）」制度の新設が議会第二院において議論され
たが、その際に念頭に置かれていたのは労働組合であった。以下では、P.
M. Storm 教授による詳細な商事裁判所の裁判例分析に依拠しつつ¹⁷⁾、主
要な申立権者である株主と労働組合の視点から、企業グループに対する調査
請求を検討する。

4.2 株主による調査請求申立て

(1) 判例の展開——OGEM 事件から Landis 事件へ

まず、株主または預託証券所持人からの申立て¹⁸⁾による企業グループ調
査について検討する。便宜上以下では株主に関してのみ述べることとする。
法定の調査請求申立要件は明確であり、文言解釈をするならば、企業グ
ループ調査は認められないということになろう。この点、立法の不備との
指摘もある¹⁹⁾。

しかし2000年4月以降²⁰⁾、商事裁判所はいくつもの事案で株主の申立て
による企業グループ調査を認めてきており、最高裁判所もその方針を
Landis 事件²¹⁾で初めて明確に是認するにいたった。この事件では、Landis

17) P. M. Storm, *Corporate Litigation bij de Ondernemingskamer*, Boom Juridische, 2014.

18) Art. 2:346(1)(b)(c) BW.

19) Asser/Maeijer/Van Solinge & Nieuwe Weme 2-II* 2009, nr. 739.

20) OK 27 april 2000, *JOR* 2000, 128 (Bot Bouw Groep). 持株会社 Bot Bouw Groep BVの株主が、持株会社に加えて（必要な場合は）子会社の経営方針についての調査請求申立てを行い、商事裁判所がこの申立てを認容した。

21) HR 4 februari 2005, ECLI:NL:PHR:2005:AR8899, *NJ* 2005, 127. 拙著・前掲注4) 271頁参照。

社の株主 VEB が、Landis 社とその完全子会社 3 社に対する調査請求の申立てを行った。完全子会社 3 社は財務的にも組織的にも Landis 社と共通の経営方針によって運営されており、子会社に独自の経営方針といえるものは存在していなかった。

それに先立つ1990年の OGEM 事件²²⁾ が、持株会社の株主による企業グループの経営方針に関わる申立てを取り上げていたことから、Landis 事件の最高裁の結論は予想されていたことであったが、その理由づけについては検討を要する。最高裁は、2:346条の申立事由は限定的列挙であるとしたうえで、ある種の「マジック」を使って、この限定列挙は本件では決定的なものではないとしたのである。最高裁はそれを次のように表現している。

「それは、完全子会社に関わる本件において、2:346条の定める株主または預託証券所持人が親会社の株主または預託証券所持人を含むと解されるかどうかによる。」

最高裁は続けて、次の4.3項で述べる労働組合によるグループ会社に対する調査申立てに関する議会議第二院における議論（引用部分を含む）を示している。この論点に関して、担当次官が明らかに商事裁判所に法律論の展開を委ねていることを指摘したうえで次のように述べている。

「資本の提供者と労働者は調査手続の対象へのアクセスに関する限りでできるだけ同等に扱われるべきであるとしても、上に述べた政府の姿勢が損なわれることはない。講学上『親会社株主からの子会社調査請求 (bevoegdheidsdoorbraak)』とよばれている解釈を法は許しており、必要な場合にそれを行う主たる職責は商事裁判所にある。そして商事裁判所は、親会社の株主（および預託証券所持人）が（完全）子会社の経営方針や行為に関して調査請求の申立てをすることができるかについて、解釈論を形成することができるのである。出発点は、調査請求権の射程は、その適用がまず経済的実体のある者に対して行われなけ

22) HR 10 januari 1990, NJ 1990, 466. Zie Asser/Maeijer/Van Solinge & Nieuwe Weme 2-II* 2009, nr. 739. 拙著・前掲注4) 268頁参照。

田邊：オランダ会社法における企業グループ（結合企業）に対する調査請求手続
ればならないということである（HR 6 juni 2003, R 02/078, NJ 2003,
486, rov. 3.5.2参照）。

本件における経済的実体は、商事裁判所による人跡未踏の命令で示
されたが、それは Landis とその完全子会社 3 社がともに共通の指揮下
の経済的・組織的単位を構成し、それぞれの取締役会の構成は、実質
的に完全な人的結合であった。本件では、子会社の内部には経営方針
なるものは存在せず、それは親会社により別個に決定されていたこと、
それゆえ子会社の経営方針および行為は、Landis 株主としての VEB ら
の利益と整合しており、同様に Landis 自身の経営方針および業務執行
となる。この点を考慮すると、商事裁判所が Landis 株主の VEB らも
当該子会社に関して上述のとおり調査申立権を有するとしたことは正
当である²³⁾。」

最高裁が親会社の株主に「親から子への調査申立権」を認めたことは、上
の引用箇所からも明らかである。その根拠は、次項4.2で述べる子会社に雇
用されている労働組合員による「子から親への調査申立権」が認められた
理由として用いられていたものでもある。

最高裁は資本の提供者と労働者は調査手続へのアクセスに関する限りで
できるだけ同等に扱われるべきであるという考え方を支持している。ただし、
その根拠は必ずしも明確にされていない。一方、法文は調査手続の適用に
関して資本の提供者と労働者を別個に扱っている。さらには、2:347条の
「法人」という言葉の大胆な解釈が、2:346条 b 号の「株主または預託証券
所持人」のさらに大胆な、最も善意に法文を解釈しても許されないような
解釈に用いられているとの批判を受けている²⁴⁾。

(2) 申立要件

法律の文言を脇に置くことができるかどうかは、Landis 事件において最

23) HR 4 februari 2005, ECLI:NL:PHR:2005:AR8899, NJ 2005, 127, rov. 3.3.4 en
3.3.5.

24) P. M. Storm, noot 17, p. 84.

高裁が言うところの「経済的実体」による。それは少なくとも次の5つの要件を満たすものでなければならないとされている。

- ①会社と子会社が共通の指揮下で経済的、組織的な単位となっている。
- ②完全子会社が対象である。
- ③親会社と子会社の経営陣は実質的に完全な人的結合体である。
- ④子会社は経営方針について、親会社から自律して決定し執行することができない。
- ⑤子会社の経営方針と業務執行が、親会社の経営方針および業務執行と同様に親会社の株主の利益に影響を与える。

Landis 事件で述べられた上記の要件は、必ずしも網羅的ではないことを認識しておかなければならない。例えば、他の要件が存在しているとして85%子会社の場合はどうか。そして「共通の指揮下の経済的、組織的単位」とはどのような場合にその存在が認定できるのか。それは明らかに別の要件とされている「実質的に完全な人的結合体」とは異なる内容であるはずである。さらには、人的結合はどのような場合に実質的に完全になるのか。Landis 事件は、法人格否認の法理 (vereenzelviging van rechtspersonen) を用いなかったことによって、かえって疑問に答える以上に疑問を呼び起こしたとも言える²⁵⁾。

(3) 商事裁判所裁判例の分析

商事裁判所は持株比率について学説に比べ明確な態度を示していない。ここで100%でない子会社に対して企業グループ調査を命じた商事裁判所の決定をいくつか取り上げておく。

Euroyal 事件²⁶⁾ では子会社が7社あり、Euroyal BV の持株比率は100%が1社、50%が3社、66.7%が2社、70%が1社であった。Roose はこれらの会社の間接的な株主であり、その関係はEuroyal の50%株主で、Euroyal グループへの融資者であったが、取締役には就任していなかった。

25) Asser/Maeijer/Van Solinge & Nieuwe Weme 2-II* 2009, nr. 739.

26) OK 25 maart 2005, ECLI:NL:GHAMS:2005:AU0624, JOR 2005/177.

田邊：オランダ会社法における企業グループ（結合企業）に対する調査請求手続
裁判所は **Roose** が **Euroyal** グループを経営していたとしたが、数週間前に
Landis 事件で最高裁が示した判断基準には触れなかった。この決定は、グ
ループの両株主が全グループ企業に対する調査を行うことを決めており、
商事裁判所が検査役に対して和解を視野に株式の価値を維持することを指
示していたためと考えられる。

BKV Beheer 事件²⁷⁾ では子会社が4社あり、1社は親会社の持株比率が
80%（残りの20%は親族が所有）、他は100%子会社であった。親会社は4
社すべての唯一の取締役であった。この事件でも親会社の両株主が全グ
ループ企業の調査を請求した。ここでも企業グループ調査を実施する基準
に関する商事裁判所の言葉はない。

Van Lennep Verkerke 事件²⁸⁾ では **Ons Dorp BV** が70%の持分を有してい
た。他に3人の株主がおり、その中には15%を保有する取締役が含まれて
いた。裁判所の決定には **Landis** 基準は一切触れられていなかったが、**Ons**
Dorp BV が自身に対する調査を支持していた。商事裁判所は企業グループ
調査を勧告したが、同時に一方当事者からの申立てにより検査役が和解を
試みることを期待していた。

これらの3つの事件に共通していることは、商事裁判所は、当事者が完
全子会社でない子会社に対する調査に同意している場合に、**Landis** 基準を
適用せずに、和解の成立を試みているということである。

一方 **Knapen Trailers** 事件²⁹⁾ では和解の要素はなかった。3つの子会社
のうち1社については持株比率が70%であった。残りのうち15%は全会社
の唯一の取締役が保有し、15%は親会社の株主が保有していた。商事裁判
所は3つの子会社に対して暫定的救済措置を命じたが、**Landis** 事件の基準
は用いなかった。さらに説明が困難なのが、その半年後の **Woudwood** 事

27) OK 20 juli 2005, ECLI:NL:GHAMS:2005:BD7835, ARO 2005/119.

28) OK 28 juni 2006, ECLI:NL:GHAMS:2006:BI9496, ARO 2006/114.

29) OK 21 juni 2005, ECLI:NL:GHAMS:2005:AU2666, ARO 2005/98.

件³⁰⁾であり、この事件で商事裁判所は、Landis 基準に触れることなく43%の持分比率の場合にも暫定的救済措置として差止めを命じた。本件では、持分の98%を親会社の経営陣が手に入れる意図を有していたという特殊な状況が存在した。

共通の指揮下での経済的、組織的な単位という要件については、商事裁判所の態度はいまだあいまいであり、その後の事件において商事裁判所はこの要件を考慮していない³¹⁾。商事裁判所は、企業グループ調査を行うためには Landis 基準を越えてさらに判例の積み重ねが必要と考えていたようである。

前述の Landis 事件の判決理由において、最高裁は全員一致ではないが Timmerman 最高裁付法務次官 (Advocaat-generaal bij de Hoge Raad) の見解を支持していた。Timmerman は、第 1 に、株主は実質的に、そして実際に子会社の経営方針および業務執行の影響を受けたことを疎明しなければならなかったとした。商事裁判所は命令の中ではそのことを示さなかったが、最高裁はそれが商事裁判所の見解に含まれていると判断した。第 2 に、Timmerman は子会社における正当な経営方針を疑う根拠が商事裁判所の決定には欠けていることを指摘した。2:350条にしたがい子会社に対する調査請求を認容するに際しては、当該子会社の正当な経営方針を疑うに足る根拠に基づかなければならない。Timmerman が「企業グループ調査」と言わず「企業グループ会社調査」という言い方をしているのもそれが理由である。最高裁はこの点を見過ごしているが、おそらくは正当な経営方針に対する深刻な疑いがあった本件で、そのことを理由に商事裁判所の決定を破棄することに躊躇したのであろうと評価されている³²⁾。現実的な問題

30) OK 27 december 2006, ECLI:NL:GHAMS:2006:BI4474, ARO 2007/4. Zie F. Veenstra, *Impassezaken en verantwoordelijkheden binnen het enquêterecht*, Kluwer, 2010, p. 125.

31) OK 13 oktober 2006, ECLI:NL:GHAMS:2006:BG8719, ARO 2006/172 (Harteveld); OK 5 maart 2008, ECLI:NL:GHAMS:2008:BI4468, RO 2008, 37 (Kalf-Valk Beheer).

32) P. M. Storm, noot 17, p. 86.

田邊：オランダ会社法における企業グループ（結合企業）に対する調査請求手続は、Timmerman が課した要件を無視することができるのかということであった。申立人と商事裁判所は賢明にもそれを避けているようにみえる一方で、商事裁判所は無視しているようにもみえる。

商事裁判所の姿勢はさておき、実務上は、申立人は可能なかぎり申立書で企業グループ会社調査を請求しておくのが望ましいであろう。そして申立書では、(i) 親会社と特定の子会社の経営方針および業務執行に問題があること、(ii) 子会社の経営方針および業務執行が、親会社自身の経営方針および業務執行と同じように申立人の利益に影響を与えていることを特定しておくことが求められよう。

さらなる問題として、親会社、子会社、孫会社から成る3層以上の企業グループはどうなるか。孫会社が共通の指揮下の経済的、組織的単位の一部であり、上述の5要件を満たすのであれば、調査は孫会社にも及ぶと解される。Jimm Holding 事件³³⁾ がこれに該当するが、商事裁判所は、調査の対象が子会社による孫会社に対する経営方針までのみに及ぶとした。本件では孫会社による最終株主への疑義ある支払いが問題であったが、この点についての理由は決定の中では示されていない。

ここまで分析してきた裁判例によれば、Landis 事件以後、親会社の株主は、子会社のみに対する調査請求ができるとされているように思われる。しかしながら、親会社による企業グループの指揮とそこから生じる監督義務を前提とすれば、調査は親会社と子会社の両方に対して請求されてしかるべきである。実際のところ、親会社の株主が子会社のみ調査を請求した事案はごくわずかである（Chinese Workers 事件³⁴⁾）。

企業グループ調査を認めた TESN 事件³⁵⁾ の決定理由3.9は、「親会社が主導した調査請求の認容に関して。子会社に対する調査請求は親会社の調査

33) OK 31 juli 2013, ECLI:NL:GHAMS:2013:2437, ARO 2013/127.

34) HR 29 maart 2013, ECLI:NL:HR:2013:BY7833, NJ 2013, 304. なお、本件は申立人が外国親会社の株主であったことから、本稿5で扱う国際企業グループに対する調査請求手続という検討要素も含まれている。拙著・前掲注4) 272頁参照。

35) OK 05 november 2009, ECLI:NL:GHAMS:2009:BK8124, ARO 2009/166.

請求の派生と考えなければならない。それはたとえ親会社自身が調査の対象でなく、調査の主眼が子会社に向いているとしても」と述べている。

TESNの親会社はキュラソーの会社であり、そのため調査手続の対象とはならない³⁶⁾。したがって、裁判所の理由づけからは、TESNの調査手続申立ては認められないことになる。しかし、それはChinese Workers事件の商事裁判所の姿勢とは整合していない。Chinese Workers事件でも、オランダ子会社の親会社は中国会社であり、オランダ会社法の調査請求権の対象外であった。しかし商事裁判所は、親会社が事実上何らの機能を果たしていないといういくつかの事情を踏まえて、「経済的実体」の観点から「親会社株主の対子会社調査請求権行使」を正当化した。この事件は、企業グループ調査が一般に、活動的な親会社が子会社の経営方針を決定し、子会社が親会社との関係において自律的な特定の経営方針を有しておらず、少なくとも2社以上のグループ会社が共通の指揮下で経済的、組織的単位を形成しているという状況であるのとは異なっている。

上記のKnappen Trailers事件とWoudwood事件においては、子会社に対する暫定的救済措置がとられた。最高裁がこれを2:356条に基づく救済措置として認めるかどうかは明らかでない。P. M. Storm教授は、Chinese Workers事件を除き、子会社に対しては認められないであろうとしている³⁷⁾。

(4) 子会社株主による申立て

株主の請求に基づく企業グループ調査においては、上から下への貫通と下から上への貫通が考えられる。子会社の少数株主は、誤った経営の原因が親会社にあるときは、親会社に対する調査を望むかもしれない。しかし、子会社株主による親会社に対する調査請求は直ちには認められていない。次項4.3の労働組合による申立ての場面でも述べるが、親会社が調査対象となる場合は、親会社における誤った経営を子会社の少数株主が疎明しなけ

36) 国際的企業グループに対する調査請求については、本稿5で論じる。

37) P. M. Storm, noot 17, p. 87.

田邊：オランダ会社法における企業グループ（結合企業）に対する調査請求手続
ればならない。そのためには、子会社の機関、とりわけ株主総会決議に
誤った経営の原因があったこと、そして調査の結果として講じられる救済
措置が、子会社のレベルにおいて適切な救済となることを疎明することが
必要になってくることがその要因である。Landis 事件における最高裁によ
る2:346条の解釈はこの状況では作用しない。

例外として挙げられるのが Smit Transformatoren 事件³⁸⁾ である。この事
件では、子会社の申立権者からの調査請求申立てに基づく親会社の調査が
命じられた。商事裁判所が考慮したのは、親会社が子会社の一人株主であ
り、親会社・子会社ともに同一人物に実質的に支配されていたことであ
った。すなわち同人は子会社の間接的な株主であり子会社の監査役であり、
子会社の重要な経営方針を実質的に決定していた。ただし本件では、親会
社の調査は子会社の株主として子会社の経営方針を決定した範囲に限定さ
れた。

最後に Steltix 事件³⁹⁾ について触れておく。この事件では、調査開始認容
に際して、「組織的、経済的単位」であることがなんらの役割を果たさな
かったが、親子会社関係にない2つの会社の経営方針および業務執行の評
価においては意味を持った。2つの会社のうち1社は Steltix の持分の過半
数を有し、もう1社は Steltix の間接的な取締役であり株主であった Van
Wijk の50%の持分を有していた。商事裁判所はこれら2社が組織的、経済
的単位を形成しているだけでなく、実質的に1つの会社として共同運営さ
れていると認定した。そのため商事裁判所は「調査請求権の目的に照らし
て」これらの会社を区別しなかった。このような解釈が裁判所の判断結果
を正当化することになったのであるが、相当に大胆であることは言うま
でもない。商事裁判所が形式より実質を重んじたもう1つの例である。

(5) まとめ

以上、企業グループの少数株主による調査請求事案について、商事裁判

38) OK 5 oktober 2005, ECLI:NL:GHAMS:2005:AU5264, JOR 2005/296.

39) OK 13 juni 2012, ECLI:NL:GHAMS:2012:BX0327, ARO 2012/95.

所の裁判例を中心にその流れを見てきたが、企業グループ調査の対象や要件にはまだ明らかにされていない点が残っている。この不明確さはオランダの企業社会にとっては望ましいことではない。立法者による対応が望まれているところであるが、2012年の会社法改正では手当てはなされなかった。

4.3 労働組合による調査請求申立て

(1) 問題の所在と解釈論の提示

親会社が子会社に対して支配的影響力を有し、子会社が財務的にも親会社に依存している状況において親会社の調査が必要とされる場合に、子会社の利害関係者で申立てを行うことが期待できるのは労働組合である。労働組合による企業グループに対する調査請求の申立てについて、オランダ議会第二院では2つのケースに限定して検討が行われた。

第1のケースは、企業グループ内の子会社に勤務するすべての従業員が、形式的には1つの人材派遣会社に雇用されている場合である。政府側担当次官と議会第二院は、2:347条の「法人の事業に雇用されている者」とは、当該法人と正規雇用契約を結んでいる者のみならず、事実上その会社に雇い入れられている者と解することを了解し、その点について法律の文言を変更する必要はないという結論に達した。この「事業に雇用されている者」という解釈は、1998年に改正された経営協議会法1条3項と平仄を合わせたものであった。最高裁判所も前述の Landis 事件⁴⁰⁾ で明らかにこの解釈を引き継いでいる。

第2のケースはやや複雑で、労働組合員が子会社の事業に従事しており、その子会社の経営方針が、完全にまたはその大部分が親会社によって決定されているという状況である。担当次官は、親会社が子会社を支配している限りにおいて、親会社が子会社の誤った経営の原因であることが想定さ

40) HR 4 februari 2005, ECLI:NL:PHR:2005:AR8899, NJ 2005, 127.

田邊：オランダ会社法における企業グループ（結合企業）に対する調査請求手続
れるため、調査請求権は第一義的に親会社に対して行使されるべきである
という問題提起をした。

(2) 批判的検討

上述の局面では、子会社における問題ある業務執行の真の原因が親会社
にある場合に、親会社に対する調査請求権の行使が認められることが前提
となっている。しかしこの出発点は往々にして現実とはそぐわない。なぜ
なら、問題の原因が個人株主にある場合は、当該株主は調査手続の対象と
ならず、また、原因が財団の理事または外国の親会社にある場合も、それ
らは調査手続の対象とはならないためである。これに対して、担当次官は
法案趣旨説明書の中で次のように述べていた。

「私見では、この点の法解釈について、(2:347条における) 法人がおか
れている状況に鑑み、調査請求申立てを行っている労働組合員が完全
であれ実質的であれ従事しているところの親会社としての法人の経営
および業務執行と解することが、調査請求権についての立法者意思と
合致する。かかる解釈は法律の文言とも齟齬せず、起草者の精神にも
合致する⁴¹⁾。」

Storm 教授は、担当次官が本件の審議過程において行った説明には、矛
盾した理解不能な点があると指摘する⁴²⁾。すなわち、2:345条、346条およ
び347条の相互関係から、346条、347条の「法人」は345条にいう法人と同
じであることが意図されていることは明らかである。担当次官による2:347
条の「法人」の解釈は中身がないとの批判を免れない。さらに、担当次官
の示した例からは、子会社に対する親会社の行為が子会社における調査で
組上に上がる一方で、親会社の調査を行うことによってどのような価値
(の増加)が見込まれるのかが明らかにされていない。親会社を対象とした
商事裁判所による救済措置が、子会社における誤った経営事案においてど
のように正当化されるのかも不明確である。そのような救済措置は、おそ

41) *Kamerstukken II* 1991/92, 22 400, nr 3.

42) P. M. Storm, noot 17, p. 80.

らく子会社を対象とした救済措置と比べて効果が少ないであろう。にもかかわらず、Landis 事件では、法案趣旨説明書の表現がそのまま留保なしに引用されており、最高裁判所が今後その有用性と効果を再考しないかぎり、2:347条において「子会社の申立権者からの親会社調査請求 (bevoegdheidsdoorbraak omhoog)」を認容することになると考えられる。

(3) 商事裁判所裁判例の分析

さらに最高裁判所の判断は、商事裁判所が示してきた方針を部分的に裏づけるものとなった。商事裁判所の方針は Janssen Pers 事件⁴³⁾ で明らかにされていた。この事件は、印刷製紙労組連合が持株会社、下位持株会社および事業会社4社を相手取って申し立てたものである。印刷製紙労組連合は事業会社のうちの1社の社員であり、2:347条を「法人のグループ会社の事業に雇用されている者が組合員として加入しているところの労働組合は、当該法人に対する調査請求の権利を有する」と解釈することを主張した。この点につき商事裁判所は、立法経緯に鑑み印刷製紙労組連合の立場を支持するとのみ述べた。

商事裁判所のこの方針は、企業グループ調査を命じることを示した Esteves-DWD 事件⁴⁴⁾ により、かなり微妙な点はあるものの明確化されたと解されている⁴⁵⁾。同事件で商事裁判所は、子会社の Esteves-DWD (この会社には印刷製紙労組連合加盟労組の組合員が雇用されていた) を閉鎖する意思決定は、専ら持株会社の DTG のグループ会社運営方針によって策定されたと認定した。そして商事裁判所は、2:347条を根拠として、Esteves

43) OK 17 maart 1994, NJ 1995, 408. 拙著・前掲注4) 272頁参照。

44) OK 18 mei 2004, JOR 2004/195. Zie P. van Beurden e.a., *Gebruik, niet-gebruik of onderbenutting?—Onderzoek naar de mogelijke onderbenutting van bevoegdheden en mogelijkheden door de (Centrale) Ondernemingsraad in grote Nederlandse ondernemingen*, augustus 2009, p. 18–19, <https://www.rijksoverheid.nl>.

45) P. M. Storm, noot 17, p. 81; M. Holtzer, *De invloed van werknemers op de strategie van de vennootschap* (diss. RUG), www.rug.nl/research/portal/files/10904305/Thesis_Holtzer.pdf, 2014, p. 244–246.

田邊：オランダ会社法における企業グループ（結合企業）に対する調査請求手続の閉鎖という意思決定に DTG の方針が関わる限りにおいて調査は DTG にも及ぶという見解を示した。

さらに一步進んで PCM 事件⁴⁶⁾ では、2つの労働組合の申立てにより、企業グループ調査として PCM Holding と PCM Publishers（その当時労働組合は事業に従事する労働者で構成されていた）の調査を命じた。商事裁判所は「労働組合は、組合員が雇用されている法人の企業グループ会社に対して調査の申立てを行うことができる。とりわけ上述のように、経営方針に対する疑義が生じた場合の持株会社の立場に関して」と述べている。Esteves-DWD 事件に見られたニュアンスはここでは失われている。その要因とされているのは、PCM Holding で調査対象となる事項が、PCM Holding と PCM Publishers の機関意思決定による他の企業グループとの提携に限られていたと考えられることである⁴⁷⁾。

その後の Meavita 財団事件⁴⁸⁾ では、商事裁判所の裁判例で述べられてきたことが復唱され、「組合員が雇用されている法人のグループ会社」という表現が用いられた。PCM 事件では労働組合員はグループ会社に雇用されていることとされたが、Meavita 事件では持株会社に雇用されていることとされた。厳密に言えば、これによって労働組合員が雇用されていないグループ会社に対しても調査手続が可能となったことになる。商事裁判所がそれを意図していたかどうかはいささか疑義が残るが、Meavita 事件では実際に持株会社とその傘下の財団に対して調査が行われた。

(4) まとめ

子会社の利害関係者からの親会社調査請求を可能とすることに対しては、法定安定性を欠くという懸念から、担当次官はその可能性は親会社が子会社に対して影響力を行使する限りにおいて成り立つとした。しかし、どれだけの影響力を行使することが親会社への貫通を正当化するのは明らか

46) OK 10 januari 2008, ECLI:NL:GHAMS:2008:BC1657, *JOR* 2008/39.

47) P. M. Storm, noot 17, p. 81.

48) OK 14 april 2010, ECLI:NL:GHAMS:2010:BM9340, *JOR* 2010/185.

でない。これに関して、Stolk 事件⁴⁹⁾で商事裁判所は、1つの企業が2以上のパートナーによって共同経営されている可能性を認識したうえで、子会社に組合員が雇用されている労働組合が、親会社に対する調査を請求することを認めているものの、親会社に対する調査請求権行使の要件を明示するには至っていない⁵⁰⁾。法的安定性と救済機会の促進をどう比較衡量するかは、引き続き商事裁判所に課せられた課題である。

5 国際企業グループに対する調査請求手続

5.1 外国法人

オランダ会社法の調査請求手続が国境を跨いで適用されるかは、国際会社法の1つの論点である。例えば、オランダ国内で営業活動を行う外国法人で、オランダ法と同様の支配形態を有するものに調査手続は適用されるか。この点については否と答えざるを得ない。商事裁判所は外国法人の経営方針や業務に対する調査請求についての管轄を有していないためである。この結論は、民事及び商事事件における裁判管轄及び裁判の執行に関する条約（ブラッセル条約（1968年）⁵¹⁾ およびルガノ条約（1988年）⁵²⁾）を引き継いで定められたブラッセル I 規則（Brussels I Regulation）が、「会社その他の法人の定款の有効性、設立無効若しくは解散、またはその機関の決議に関する事件においては、当該会社その他の法人が本拠を有する締約国の裁判所が専属管轄を有する」と定めていることから導かれる⁵³⁾。

49) OK 16 april 1987, NJ 1988, 183. Zie P. van Beurden e.a., noot 44, p. 18.

50) この点については、立法により要件を明確化するアプローチと、商事裁判所の役割に期待し立法措置は不要とするアプローチが考えられる。Zie Asser/Macijer/Van Solinge & Nieuwe Weme 2-II* 2009, nr. 742.

51) 1968 Brussels Convention on jurisdiction and the enforcement of judgments in civil and commercial matters, OJ L 299, 31.12.1972, p. 32.

52) 2007 Lugano Convention on jurisdiction and the recognition and enforcement of judgments in civil and commercial matters, OJ L 339, 21.12.2007, p. 3.

53) Art. 24, para. 2, Regulation (EU) No 1215/2012 of The European Parliament and of The Council of 12 December 2012 on jurisdiction and the recognition and enfor- ➤

田邊：オランダ会社法における企業グループ（結合企業）に対する調査請求手続調査請求手続において命じることができる救済措置は、継続企業としての法人またはその構成機関による意思決定の有効性に影響を与えるため、法人の登記地が締約国内にある場合は、当該締約国が管轄を有する。法人が非締約国で設立されたときは、オランダ商事裁判所は管轄を有しない。オランダ民事訴訟法995条が、法人の住所地（主たる事務所の登記地）の裁判所に管轄を与えていることによる。したがって、商事裁判所の管轄はオランダ法を設立準拠法とする法人のみに及ぶ。外国法に基づいて調査請求権を行使することはできないし、調査の結果誤った経営が認定された場合にそれに基づく制裁は、オランダ国内に実質的な本拠を置いているとしても外国法に基づいて設立された法人には及ばない。オランダ法の調査手続は、オランダ法を設立準拠法とする民法典2:344条に示された法主体にのみ適用される⁵⁴⁾。

5.2 国際企業グループを形成するオランダ法人

これに対し、商事裁判所が国際的企業グループの一部を形成しているオランダ企業の経営について調査を命令する場合は、上に述べたのとは異なるクロスボーダー状態が生じる。すなわち、国際的企業グループを対象とした調査請求においては、オランダ国外で設立された法人に調査が及ぶかが問題となる。オランダ国内企業グループを対象とする調査では、商事裁判所は民法典2:351条2項に基づき「密接に関連した法人」の会計帳簿の調査権限を検査役に与えることができる。そこで上述の Landis 事件における裁判所の判断を根拠として、商事裁判所は外国法人の会計帳簿の調査を命じる権限も有するという主張がなされることが考えられる⁵⁵⁾。しかし、オ

cement of judgments in civil and commercial matters (OJ 2012 L 351/1).

54) 株式会社のほか、協同組合、相互保険会社および経営協議会の設置義務がある財団・社団。

55) Mieke M. Tuijtel, The Dutch Inquiry Proceedings: a Unique Instrument for Minority Protection from a Comparative Law Perspective, *European Company Law*, vol. 2, issue 3 (2005), p. 92.

ランダ国外で設立された法人は、商事裁判所の管轄に服さない。このため国際企業グループに対する調査手続が実際にその目的を果たすものとなるかどうかは疑問が残る。

一方最高裁判所は、選任された検査役が経営方針の調査対象を国外に所在する関連外国法人に拡大することができるという判断を Landis 事件と同じ年に示した (Zeelandia 事件)⁵⁶⁾。そして商事裁判所は、関連外国法人の経営方針が調査対象のオランダ会社により決定的な影響を受けており、その結果として当該オランダ会社自身の行為であると考えられる場合には、申立てに対する決定に際して、認定した事実をどの程度考慮するかについての裁量権を有しているとされる。

5.3 残された課題

しかし、オランダで設立された子会社の少数株主がオランダ国外で設立された親会社の経営方針に異議を唱えている場合はどうか。子会社の少数株主と親会社の不一致はしばしば子会社の経営方針にフォーカスした形で顕在化する。少数株主としては、子会社の経営陣があまりにも外国親会社の言いなりになっていると感じることもあろう。その場合、少数株主は子会社のレベルにおいては調査請求申立てができる。とはいえ、オランダ子会社の少数株主にとっては、外国親会社が調査対象となることが関心事であり、子会社を調査の対象とすることが適時適切な救済につながるかはいささか疑問である。

6 総括と日本法への示唆

オランダにおいて、企業グループを形成する会社の少数株主の保護の第1ステップとして用いられるのが、調査請求手続である。調査請求手続自体は取締役の責任を追及する制度ではないものの、調査を通じて誤った経

56) HR 13 mei 2005, ECLI:NL:HR:2005:AT2829, JOR 2005, 147 (Zeelandia).

田邊：オランダ会社法における企業グループ（結合企業）に対する調査請求手続が営があったことが認定されると、取締役の責任追及に発展してゆくという流れが確立されていることから、少数株主保護法制の1つとして重要な役割を果たすようになってきている。その成果は、アメリカ・デラウェア州の衡平法裁判所（Court of Chancery）に比せられることもある⁵⁷⁾。

オランダ会社法（民法典第2編）は、調査請求手続に関して単体の法人を念頭に定めを置いたため、企業グループにおける少数株主が申立権者となるかどうかについて、商事裁判所が目の前の案件に対処すべくその要件を明らかにすることを試みてきた。法改正による明文化の主張はあったものの、裁判例の積み重ねにより、親会社の株主が子会社の経営に関して行う申立て、および子会社の労働組合が親会社の経営に関して行う申立てについては、積極的にこれを認めてゆく姿勢で商事裁判所が要件を示し、「Landis 基準」という形で最高裁判所のエンドースを受けるところまでに至った。

一方、子会社の少数株主からの申立てについては、ごくわずかの例外を除いて否定的な傾向が見られる。とはいえ、子会社においては労働組合が重要な利害関係者として存在していることから、子会社の少数株主は労働組合による申立てに基づく調査の均需に与える可能性がある。もちろん労働組合と少数株主が会社に対して有している利害関係は平行ではないため、それで足りるというわけではない。

これに対して、わが国の特定責任追及の訴えは、立法検討段階での議論の対立から極めて限定された場面での適用を意図した制度として明文化することで賛否両者が矛を取めた形になった。立法対象とならなかった子会社の少数株主に対しては、既存の救済法理や外国の法理を（類推）適用するための要件が議論されてきたが⁵⁸⁾、なお未解決の問題である。オランダ

57) Huub Willems, *Other Aspects of the Companies and Business Court's Powers, in The Companies and Business Court from a comparative law perspective* (Marius Josephus Jitta et al. eds., Kluwer, 2004), p. 197–199.

58) 船津浩司『「グループ経営」の義務と責任』83頁以下（商事法務，2010）参照。

と異なり労働組合が法制度上も現実的にも経営者を十分に規律するステークホルダーとなっていないわが国においては、株主による規律づけはなお一層精緻な検討を要する。特定責任追及の訴えのように、会社法分野では立法による対応がかえって硬直的な状態を生むというこれまでの経験から、オランダ商事裁判所に見られるように判例による法規範の形成が再評価されてよいのではないだろうか⁵⁹⁾。

本稿は平成29年度科学研究費助成事業（基盤研究（C））の成果の一部である。

59) 高橋陽一『多重代表訴訟制度のあり方——必要性と制度設計』199頁（商事法務, 2015）参照。